

平成 27 年 9 月
防 衛 省

自衛隊法施行令等の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果について

自衛隊法施行令等の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 332 号。以下「改正政令」という。）につきましては、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 22 号）の一部の施行に伴い、防衛省においても自衛隊員に対する再就職等規制が導入されることから、自衛隊法施行令（昭和 29 年法律第 179 号）等の所要の改正を行ったものです。

本件につきましては、平成 27 年 8 月 5 日から同年 9 月 4 日までの間、意見を募集しましたが、御意見は寄せられませんでしたので御報告いたします。

また、改正政令による自衛隊法施行令の目次の改正は同令に退職管理の節を設けることに伴うものであり、第 46 条第 1 項、第 52 条、第 61 条第 3 項、第 110 条及び第 126 条の 6 第 2 項の改正はいずれも実質的に内容の変更をもたらさない用語の整理であり、並びに第 53 条第 1 項及び第 3 項の改正は自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 62 条第 2 項を削除することに伴う単なる規定の整理であり、いずれも当然必要とされる規定の整理であることから、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため意見公募手続を実施しませんでした。

なお、関連資料として、改正政令のうち、意見公募の対象部分を含む当省所管政令の改正部分及び新旧対照条文を抜粋して併せて公示いたします。

今後とも、防衛省・自衛隊にご協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】

○ 防衛省人事教育局人事計画・補任課

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町 5-1

TEL：03-3268-3111（内線 20752）